

「湊町新潟・古町再生」の実現に向けた連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社ふるまち樽拳（以下「乙」という。）は、本市の活力向上につなげるプロジェクトの推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方が持つ強みを活かし、相互が主体的に取り組む公民連携を推進し、古町地区将来ビジョンに掲げる「湊町新潟の歴史と文化が薫るまち」の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- （1）古町地区の歴史的資源を活用した地域活性化の推進に関する事
- （2）花街の歴史・食文化の継承に関する事
- （3）「湊町新潟」の伝承に関する事
- （4）その他、前条の目的達成に必要と双方が認める事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないとき

は、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月27日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市
新潟市長

中原 八一

乙 新潟県新潟市中央区古町通九番町1462
株式会社ふるまち樽拳
代表取締役 CEO

小田嶋 壽信